

## 【会計年度任用職員(月額)募集】消費生活相談員



問 商工観光課商工観光係(南別館1階) ☎73-9103 ☎838-0198 小郡市小郡255-1

**募集人数** 1人  
**職務内容** 消費生活相談、啓発など  
**勤務場所** 小郡市消費生活相談室(南別館1階)  
**任用資格** 消費生活相談員の国家資格を持つまたは消費生活専門相談員・アドバイザー・コンサルタントのいずれかの資格を持ち、平成23年4月1日以降に実務経験が1年以上ある人  
**任用期間** 6月1日～令和8年3月31日  
※次年度以降同一の職が設定されない可能性あり。再任用する場合は、客観的な能力実証が必要  
**勤務条件** 週4日勤務・8時半～16時半(休憩45分)  
休日(土・日・祝日・年末年始)

**報酬など** 月額177,741円～182,157円  
期末・勤勉手当、費用弁償などあり  
**社会保険など** 健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害に係る補償あり  
**休暇** 年次有給休暇のほか夏季休暇などの特別休暇(無給休暇を含む)あり  
**試験日時** 4月25日(金)／13時半  
**試験内容** 筆記・面接  
**申込方法** 履歴書(写真貼付)と資格を証明する書類の写し1通を持参・郵送  
**申込締切** 4月18日(金)必着

### 令和8年度

# 新規採用職員募集

問 人事課人事係 ☎73-9106

小郡の未来を共に創造する仲間を募集しています。  
募集職種や採用予定人数、受験資格などは、職員募集専用サイト(パブリックコネクト)をご覧ください。  
職員に仕事の魅力や働き方などをインタビューしたブログや動画も掲載しています。

#### 試験内容



#### 1次試験 エントリー動画

応募後、ウェブ面接専用サイトにアクセスし、案内に従って動画を撮影・投稿

#### 募集概要



#### 試験日程

1次試験 4月21日(月)～5月11日(日)  
2次試験 5月下旬～6月中旬  
3次試験 7月中旬



#### 2次試験 総合適性検査(SCOA)

全国のテストセンターで受験が可能

#### 応募方法

(パブリックコネクト)

職員募集専用サイトから応募



#### 3次試験 個人面接

応募締切 4月20日(日)

## OGORI NEWS

## 【会計年度任用職員(日額)募集】調理補助



申請 教育総務課学校給食係(学校給食センター) ☎72-4610 ☎838-0115 小郡市大保1476

**募集人数** 2人  
**職務内容** 学校給食調理業務補助  
**勤務場所** 学校給食センター  
**任用資格** なし  
**任用期間** 任用日～令和8年3月31日  
 ※次年度以降同一の職が設定されない可能性あり。再任用する場合は、客観的な能力実証が必要  
**勤務条件** 週5日勤務、休日(土・日・祝日・年末年始)  
 ①8時半～15時(休憩45分)  
 ②8時15分～12時15分(休憩なし)  
 ※原則①の勤務  
 ※学校の長期休暇などは原則勤務なし

**報酬など** ①日額6,652円②日額4,627円  
 通勤手当あり  
**社会保険など** 公務災害補償、雇用保険、厚生年金、社会保険の適用あり  
**休暇** 年次有給休暇のほか夏季休暇などの特別休暇(無給休暇を含む)あり  
**試験日時** 随時  
**試験内容** 面接  
**申込方法** 履歴書(写真貼付)1通を持参・郵送  
 ※履歴書は、市ホームページから取得できます  
**申込締切** 任用者が定員に達し次第、締切

## OGORI NEWS

## 児童のための手当を知っていますか

申請 子ども育成課医療・手当係(あすてらす内) ☎73-9149



①



②



③

児童の健やかな成長に役立てるため、手当を支給する制度があります。受取りには手続きが必要です。次の対象条件を確認し、まだ手続きをしていない人はお問い合わせください。

## ①児童手当

**対象** 高校生年代まで(18歳になってから最初の3月31日までの)児童を養育している人

**注意事項**

- 出生や転入から15日以内に手続きしてください
- 公務員は職場から支給されるので、職場で手続きしてください

		支給月額
3歳未満		15,000円
3歳以上 高校生年代	第1子	10,000円
	第2子	
第3子以降		30,000円

## ②児童扶養手当(所得制限あり)

**対象** 次のいずれかに該当する児童(18歳になってから最初の3月31日まで、一定の障がいがある場合は20歳未満まで)を監護している父母、または父母に代わりその児童を養育している人

- 父母が離婚(事実婚解消を含む)
- 父または母が死亡、もしくは生死が不明
- 父または母が年金の障がい等級1級程度の障がいの状態
- 父または母から1年以上遺棄されている
- 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた
- 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
- 母が未婚で出産

**支給月額**  
(4月以降)

	児童1人	第2子以降加算(1人あたり)
全部支給	46,690円	11,030円
一部支給	11,010円～46,680円	5,520円～11,020円

## ③特別児童扶養手当(所得制限あり)

**対象** 一定以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母など(認定には診断書が必要な場合があります)

**支給月額**  
(4月以降) 1級(重度障がい児)…56,800円  
2級(中度障がい児)…37,830円

## OGORI NEWS

## 【未来を担う子どもたちの育成・学びの場】 小郡寺子屋「志学舎」第4期生を募集します



申問 小郡寺子屋「志学舎」実行委員会事務局 ☎090-2719-8796

小郡寺子屋「志学舎」では、経営者を中心とした地域の人と共に、日本や地域の将来を担う人材を育成するプログラムを実施しています。第4期生の募集に向けて入塾説明会を開催します。

**期間** 7月～令和8年5月(全20回予定)

※原則土日祝日、長期休暇中に実施

**対象** 原則10歳～15歳の小・中学生

**内容** 座学、講話、企業訪問、自然体験活動

**定員** 20人程度

**会費** 月3,000円(就学援助世帯は1,500円)

**申込方法** 入塾願書を提出

※入塾願書は、説明会で配布します



### 【入塾説明会(保護者同伴)】

**日時** ①5月8日(木)②13日(火)③24日(土)  
18時～19時

**会場** ①生涯学習センター②③あすてらす

**申込方法** 申込フォーム

**申込締切** 開催日の前日まで



## OGORI NEWS

## 就学援助申請を受け付けます

申問 教育総務課教育総務係(西別館3階) ☎73-9127

子どもが就学している市立小・中学校



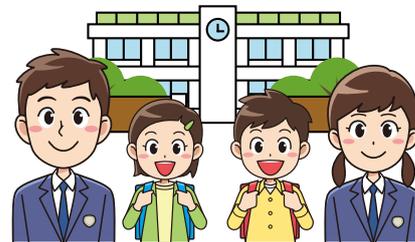
市HP



申込フォーム

経済的理由で給食費や学用品費の支払いに困っている保護者に、その費用の一部を援助する「就学援助制度」を設けています。就学援助の申請は、年度ごとに必要です。現在援助を受けている人も、引き続き援助を希望する場合は、申請してください。

※令和7年度の小・中学校1年生で、令和7年度就学援助費(入学準備金)の認定を受けた人は、再度申請する必要はありません。ただし、認定を受けた1年生に兄弟姉妹がいる場合は、兄弟姉妹分の申請が別途必要です



### 対象

- 市民税が非課税の世帯
- 国民年金や国民健康保険の保険料が免除されている世帯
- 児童扶養手当の受給世帯
- その他、経済的理由で生活が苦しい世帯

**援助内容** 給食費、学用品費、入学準備金、オンライン通信費、修学旅行費、医療費(学校保健安全法で定める疾病が対象)など

**申請方法** 就学援助申請書を提出、または申込フォームから申請

※申請書は、窓口、子どもが就学している市立小・中学校、市ホームページから取得できます

### 注意事項

- 就学援助の認定をする際に、世帯員全員の収入や市民税額などの情報が必要です。税の申告がされていないと認定できません
- 市外からの転入者は、転入時期によって、課税所得証明書など(収入・社会保険料・生命保険料・地震保険料・市民税額が記載された証明書)の提出が必要です

## OGORI NEWS

## ➔ はり・きゅう施術券を交付します

申問 国保年金課医療・年金係(本館1階) ☎73-9121

国民健康保険や後期高齢者医療に加入している人の健康の保持増進のため、はり・きゅう施術券を交付します。

**助成額** 1,200円(国保は1世帯あたり年間60回まで、後期高齢者は1人あたり年間60回まで)

※自己負担分は、施術料金から助成額を差し引いた金額

**申込方法** 窓口にて被保険者証・資格確認書・マイナ保険証のいずれかを持参

※郵送での申込みも可能です。お問い合わせください

### 治療院一覧

治療院	住所	電話番号
山崎針療院	三沢4225-354	☎75-0502
正健堂治療院	上岩田1305-1	☎72-1807

## OGORI NEWS

## ➔ 見守りが必要な人へ「あんしん見守りシール」を配布します

申問 長寿支援課高齢者支援係 ☎73-9124



認知症などで見守りが必要な人へ、「小郡市あんしん見守りシール」を配布します。シールに印字された二次元コードを読み込むと、本人の家族に自動でメールが送信されます。

シールを身に着けた人が1人であるところを見かけたら、優しく声をかけ、二次元コードを読み込んで家族に知らせてください。

このシールは「小郡市高齢者等SOS事前登録制度」の登録者で、希望する人に配布します。制度登録や配布を希望する場合は、お問い合わせください。

実物大

衣類や持ち物に直接貼り付けられます！



## OGORI NEWS

## ➔ 小郡市文化財保存活用地域計画(案)への意見を募集します

申問 文化財課文化財係 ☎75-7555 ☎75-2777 ☎838-0106 小郡市三沢5147-3  
✉ bunzai@city.ogori.lg.jp



市は、地域ぐるみで文化財を守り、まちづくりへ生かすため、文化財保護を進めています。今後どのように文化財の保存と活用に取り組んでいくのか、協議会を開いて具体的な方法を検討し、「小郡市文化財保存活用地域計画(案)」を作成しました。この計画の策定に向けて、皆さんの意見を募集します。

**対象** 市内在住・通勤・通学者または、市内に事業所がある法人・その他の団体

**提出方法** 意見書を、閲覧・意見書設置場所の窓口または文化財課のファクス・郵送・Eメールで提出

### 閲覧・意見書設置場所

埋蔵文化財調査センター、生涯学習センター  
各コミュニティセンター、市ホームページ

**提出期間** 4月28日(月)～5月23日(金)必着

提出された意見に対して、個別に回答はしません。意見の概要とそれに対する市の考え方を、個人情報に配慮したうえで、市ホームページに掲載します。また、提出された意見の返却はしません。

OGORI NEWS

## 市民提案型協働事業を募集します



☎ 027-73-9126 ☎ 027-838-0198 小郡市小郡255-1

「市民提案型協働事業」は、市と市民活動団体が協力して、地域の課題を解決するための取組です。それぞれの特性や強みを活かして協働することで、より効果的に事業を進めることができます。

### 対象となる事業

- 次の要件を全て満たし、5人以上の団体が実施する事業
- 主に市内または市民を対象に実施すること
  - 地域課題の解決につながる事
  - 行政と協働して実施することが妥当であること
  - 市民活動団体の特性や専門性を生かした事業であること
  - 令和8年3月31日までに終了すること

### 2つの補助メニューがあります

#### ①スタート応援補助金

- 活動実績 不要
- 上限 10万円
- 採択は 1回限り
- 3件程度 採択予定

#### ②協働事業補助金

- 活動実績 1年以上
- 上限 30万円
- 採択は 最大2回
- 6件程度 採択予定

### 応募方法 必要書類を持参・郵送

詳しくは、募集要項をご覧ください。募集要項は、次の場所で取得できます。

- コミュニティ推進課窓口
- 各コミュニティセンター
- 生涯学習センター
- 小郡市ボランティア情報センター(あすてらす内)
- 市ホームページ

応募締切 4月18日(金)

### 令和6年度の採択事業



▲観光農園で開催した体験型交流事業「いただきマルシェ」

- 子育て世代向けコンサートの開催
- 高校入試進路相談
- 障がい児サポーターの学習会
- 不登校の子ども・保護者の居場所づくり
- 地域猫、保護猫活動
- 地域資源を活用したイベントの開催

### 審査スケジュール

一次審査	応募締切後、書類審査
二次審査	4月30日(水) プレゼンテーション・ヒアリング審査
採択・実施	補助決定後から令和8年3月末までが補助対象期間です。

### 個別相談会(希望日の2日前までに要申込)

不安な点や書類の書き方を相談できます。

期 日	会 場	時 間
4月7日(月)	コミュニティ推進課	①13時半～ ②15時～
4月11日(金)		③18時～ ④19時半～
4月6日(日)	あすてらす	①9時半～ ②11時～
4月12日(土)	ふれあい館三国	③13時半～ ④15時～



申込フォーム



OGORI NEWS

## ➡ 下水道を使用できる区域が広がります

☎下水道課管理係、工務係(西別館2階) ☎73-9117

4月1日から下水道を使用できる区域が広がります。下水道は、市民の皆さんの生活環境を改善するだけでなく、河川や海などの水質汚濁防止にも大きく貢献しますので、下水道への接続をお願いします。

### 排水設備工事は市指定工事店へ

下水道供用開始区域になると、家屋の所有者は供用開始の日から3年以内にトイレを汲み取り式から水洗式に改造し、台所や風呂などの生活排水を公共下水道に接続することが義務付けられます。また、浄化槽も速やかに廃止し、下水道に接続しなければなりません。

宅地内の排水設備工事は、市指定の排水設備工事店しか行うことができません。市指定工事店の一覧表は、下水道課窓口または市ホームページをご覧ください。



### 私道への下水道管設置

私道に下水道管を設置しなければ汚水を排除できない宅地が2戸以上あるなど、一定の条件を満たせば、私道でも市が下水道管を設置できる場合があります。詳しくは、下水道課工務係までお問い合わせください。

### 下水道受益者負担金制度

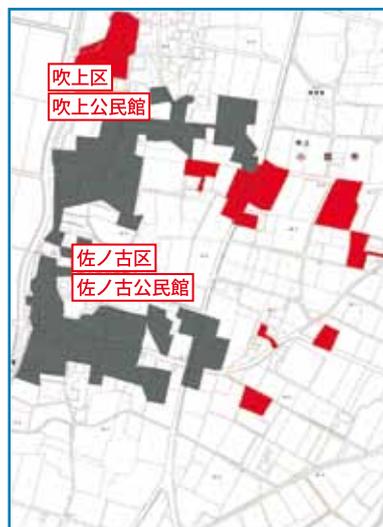
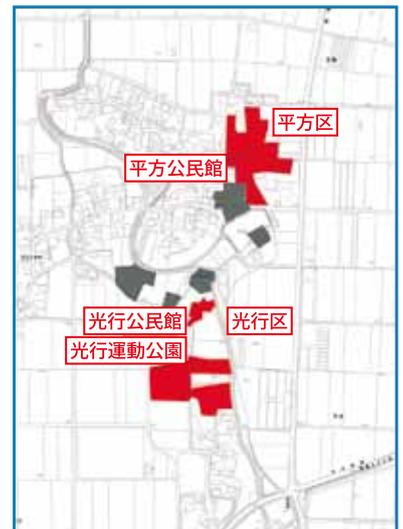
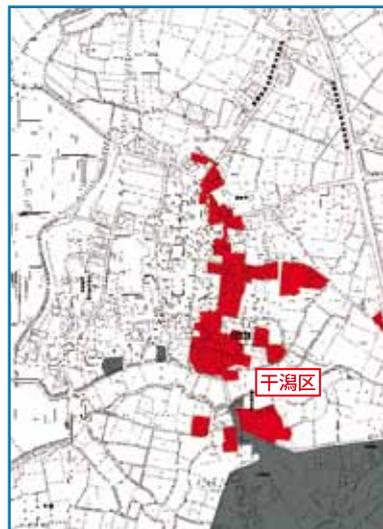
下水道本管整備を行った区域の土地所有者は、その工事費の一部を受益者負担として納付してもらうことになります。

受益者負担金は、土地面積1平方メートルあたり280円をかけた金額です。対象の土地所有者には、5月中に申告書類を送付します。内容を確認し、提出してください。

負担金の納入方法は、5年分割で年4回(7月・9月・11月・1月)に分けて納める方法と、一括で納める方法があり、毎年7月上旬に納付書を送付します。

### 下水道使用料

下水道を使用すると、汚水の排出量に応じた下水道使用料を2か月ごとに納めてもらいます。手続方法など、詳しくは下水道課管理係までお問い合わせください。



■ 新たに下水道を使用できる区域

■ 既存の下水道を使用できる区域

※詳しい区域は窓口で確認できます